

令和 6 年度岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

岩手県のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成 29 年 7 月変更。以下「県処理計画」という。）第 4 章第 2 節及び北海道 PCB 廃棄物処理事業における PCB 廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成 19 年 1 月決定）に基づき、次のとおり令和 6 年度岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象 PCB 廃棄物

PCB 廃棄物は、PCB 濃度により高濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度が 0.5%を超えるもの）と、低濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度が 0.5%以下のもの。微量 PCB 汚染廃電気機器等を含む。以下同じ。）に分類されます。

ただし、可燃性汚染物等（①汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの②廃プラスチック類のうち、PCB が付着し、又は封入されたもの。以下同じ。）については、令和元年 12 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）の改正により、PCB 濃度が 10% 以下の廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物に分類されます。

(1) 高濃度 PCB 廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北海道 PCB 処理事業所で確実にかつ適正に処理します。

【当初処理施設対象物（脱塩素化分解法で処理）】：大型変圧器・コンデンサー等

変圧器類 （トランス類）	PCB を使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で 3 kg 以上のもの
コンデンサー類	PCB を使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバで 3 kg 以上のもの
PCB 油類	廃 PCB 及び PCB を含む廃油

【増設施設処理対象物（プラズマ溶融分解法で処理）】：安定器及び汚染物等

安定器及び汚染物等	PCB を使用した照明器具用安定器、3 kg 未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウェス、汚泥、その他汚染物
-----------	--

(2) 低濃度 PCB 廃棄物

環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事が許可する施設（以下「無害化処理認定施設等」という。）で確実にかつ適正に処理します。

2 処理対象 PCB 廃棄物の処分期間

PCB 廃棄物は有害であるため、PCB 特措法で定められた期限までに必ず処分しなければなりません。

また、使用中の PCB 含有変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、確実にかつ適正に処分する必要があります。

(1) 高濃度 PCB 廃棄物

大型変圧器・コンデンサー等：令和 3 年度末（令和 4 年 3 月 31 日）まで（終了）

安定器及び汚染物等：令和 4 年度末（令和 5 年 3 月 31 日）まで（終了）

(2) 低濃度PCB廃棄物

令和8年度末(令和9年3月31日)まで

3 岩手県内のPCB廃棄物の処分実績及び進捗率について

PCB特措法第8条に基づき、PCB廃棄物保管事業者等から県知事(中核市である盛岡市については市長。以下同じ。)に提出された届出等から推計した、県内のPCB廃棄物の総量、累計処分量、残存量、処分進捗率(令和5年3月31日現在)は以下のとおりです。

表 岩手県内のPCB廃棄物の処分実績及び進捗率等(令和5年3月31日現在)

分類		単位	処分 期限	総量 (R5.3.31)	累計処分量 (R5.3.31)	残存量 (R5.3.31)	処分 進捗率
高濃度	大型変圧器・ コンデンサー等	トランス	R3	32	32	0	100%
		コンデンサー		1,882	1,876	6	
		PCBを含む油		9	9	0	
	安定器及び汚染 物等	安定器	R4	70,351	69,486	865	82%
		小型電気機器		1,782	1,777	5	
		その他汚染物		kg	8,545	5,641	
低濃度	電気機器類	トランス	R8	8,365	4,925	753	67%
		コンデンサー				217	
		安定器				485	
		小型電気機器				1,985	
	PCB油及び汚 染物等	PCBを含む油	kg	249,083	186,609	2,056	
		その他汚染物				60,419	

※ 総量=累計処分量+残存量ですが、端数処理の関係で一致しない場合があります。

4 令和6年度処理計画

処分期間内に確実かつ適正に全量処分が完了するように処理を進めます。

(1) 高濃度PCB廃棄物

既に処分期限を経過していることから、新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合は、事業終了準備期間を活用し、迅速かつ確実に処理を進めるものとします。

(2) 低濃度PCB廃棄物

保管事業者及び所有事業者の理解のもと計画的かつ効率的に処理を進めるものとします。

また、各保管事業者等は、無害化処理認定施設等において、搬入時期等について個別協議のうえ処理します。

5 適正処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理方法については、県処理計画に定めるもののほか、次のとおり取扱うこととします。

(1) PCB廃棄物の収集運搬

関係自治体及びJESCO等と協力し、PCB廃棄物の収集運搬に携わる全ての者に対する指導等を行い、処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保することとします。

PCB廃棄物の確実かつ適正な収集運搬については、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成23年8月環境省改訂)」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(令和元年12月環境省改訂)」及び「岩手県PCB廃棄物収集運搬実務要領(平成28年3月一部改訂)」によることとします。

(2) P C B廃棄物処理に関する普及啓発の実施

保管事業者等に対して、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な運搬が行われるよう、処理の必要性や計画的なP C B使用製品の使用中止等について必要な情報の提供に努め、P C B廃棄物処理への理解を進めることとします。

(3) その他

このほか、高濃度P C B廃棄物の処理に当たって必要な事項等については、国、J E S C O及び北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会と協議、調整して定めるものとします。